

資料1

保育の必要性の認定について

平成26年9月1日
千葉県こども未来局

○新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」及び「保育の必要量」を認定し、給付を支給する仕組みとなります。

○保育の必要性の認定にあたっては、国が法令等で策定した認定基準に従い、市町村が規則等で基準の詳細を定める必要があります。

○上記の市町村が定める基準のうち、以下の3点において、内閣府令(子ども・子育て支援法施行規則)により「市町村が定める」ことと規定された事項に係る本市の対応方針(案)をとりまとめました。

- 1 「事由」 保護者の労働又は疾病その他内閣府令で定める事由
- 2 「区分」 保育必要量の区分
- 3 「認定の有効期間」 支給認定の有効期間

1 「事由」について

新制度においては、現行制度において児童福祉法施行令で示されている「保育に欠ける事由」について一部内容が変更されたほか、国の通知等により運用で認められている「求職活動」や「虐待のおそれがある児童」などの事由が明記され、子ども・子育て支援法施行規則に位置付けられました。(現行制度と新制度における比較は別表のとおり)

別表

現行の「保育に欠ける」事由（児童福祉法施行令）	新制度における「保育の必要性」の事由（子ども・子育て支援法施行規則）
保護者及び同居の親族が保育不可	保護者が保育不可
昼間の労働	<u>月48時間から64時間の間で市町村が定める時間以上就労（パートタイム・夜間など基本的に全ての就労）</u>
妊娠・出産	妊娠・出産
保護者の疾病・障害	保護者の疾病・障害
同居親族の介護	同居親族の介護
災害復旧	災害復旧
	求職活動
	就学又は職業訓練
	虐待やDVのおそれがあること
	育児休業中の継続利用
その他前各号に類する状態	前各号に類するものとして市町村が認める事由



※

※ 本市においては、国の通知等を根拠に、既に保育に欠ける事由に該当するものとして運用しています。

【内閣府令で市町村が定めることとされた事項】

- ① 就労に係る「月48時間から64時間の間で市町村が定める時間」
- ② 前各号に類するものとして市町村が認める事由

【市の対応方針案】

- ①就労に係る「月48時間から64時間の間で市町村が定める時間」については、月64時間とします。

(理由)・現行の基準は「1日当たり4時間以上、かつ月16日以上」であり、1か月(4週間)あたりの時間数に換算すると64時間となるため、現在の保育の実施水準を維持することが可能
・26年4月1日において待機児童ゼロを達成したが、入所待ち児童が多数発生していることに加え、今後も保育需要が増加する可能性があることから、まずは、子どもを預ける必要性の高い保護者が預け先を確保できる状態を目指すことが重要

なお、当該基準時間数の設定については、待機児童や入所待ち児童の状況、保育の受け皿の確保状況の推移などを踏まえ、新制度施行後も引き続き検討して参ります。

- ②「その他前各号に類するものとして市町村が認める事由」については、個別に判断することとし、特に規定しません。

(理由)各号に定める以外の特段の事由については、予め定めることは困難であり、個別ケースごとの判断とします。

2 「区分」について

国の基準は、年齢、保育の必要性の有無及び保育必要量に応じて以下のとおりです。

年齢	認定	保育の必要性	教育・保育量区分	保育必要量 (利用可能時間)	就労時間等の下限※
3～5歳	1号認定	なし	教育標準時間認定	—	—
	2号認定	あり	保育標準時間認定	11時間/日	月120時間以上※
			保育短時間認定	8時間/日	月48～64時間以上
0～2歳	3号認定	あり	保育標準時間認定	11時間/日	月120時間以上※
			保育短時間認定	8時間/日	月48～64時間以上

※ 新制度施行前に、現に保育所に入所している児童については、新制度において短時間認定に該当する場合でも、保護者が短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とする経過措置を設けることが国で検討されています。

保育認定を受けた児童の保育必要量の区分は、上記のとおり保育標準時間認定・保育短時間認定の2区分を設けることが基本とされていますが、事由によって、「標準時間のみ」とするもの及び「2区分に分けることが適当でないと市町村が認める場合にあっては2区分に分けないで行うことができる」とされている事由があります。(別表のとおり)

【内閣府令で市町村が定めることとされた事項】

以下の事由について、保育必要量を標準時間と短時間に区分しないで行うことが適当でない
と認める場合

①「保護者の疾病・障害」 ②「求職活動」 ③「育児休業中の継続利用」

別表

保育の必要性の事由と保育必要量の区分（内閣府令による）

「保育の必要性」の認定事由	保育必要量の区分		備考
	標準時間	短時間	
就労	標準時間	短時間	
妊娠・出産	標準時間	—	
①保護者の疾病・障害	標準時間	短時間	区分しないことが可能
同居親族の介護	標準時間	短時間	
災害復旧	標準時間	—	
②求職活動	標準時間	短時間	区分しないことが可能
就学又は職業訓練	標準時間	短時間	
虐待やDVのおそれがあること	標準時間	—	
③育児休業中の継続利用	標準時間	短時間	区分しないことが可能
前各号に類するものとして市町村が認める事由	標準時間	短時間	

【市の対応方針案】

事由ごとに、以下のとおりの保育必要量の区分とします。

・保護者の疾病・障害 → 原則として標準時間のみの1区分

(理由)保護者の疾病・障害の個別の状況について、保育の必要性が認められる場合は、その状態がある程度恒常的なものであり、1日当たりの保育必要量を区分することが困難であると想定されるため。

・求職活動 → 原則として短時間のみの1区分

(理由)求職活動を行う日程や時間帯について、ある程度保護者が柔軟に調整可能であることや、「就労」において保育必要量を2区分に区分することとのバランスに配慮

・育児休業中の継続利用 → 原則として短時間のみの1区分

(理由)入所児童の他の就学前児童については実質的に保育可能な状態であり、就労等の事由においては就労時間数により2区分に区分していることとのバランスに配慮

3 認定の有効期間

認定の有効期間については、小学校就学又は満3歳に達する前日までを基本としています。しかしながら、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとし、事由によってはその期間が内閣府令に定められているところ、以下の事由については市町村が定める期間までとされています。(詳細は別表のとおり)

【内閣府令で市町村が定めることとされた事項】

次の事由に係る認定の有効期間 ①「求職活動」②「育児休業中の継続利用」
③その他各号に類するものとして市町村が認める事由

別表 保育の必要性の事由と認定の有効期間（内閣府令による）

「保育の必要性」の認定事由	有効期間		（参考） 現在の本市の基準
	2号認定（3歳以上）	3号認定（3歳未満）	
就労	小学校就学まで	満3歳まで	小学校就学まで
妊娠・出産	保護者が出産後8週間が経過する日の翌日が属する月の末日まで		出産後2か月まで
保護者の疾病・障害	小学校就学まで	満3歳まで	小学校就学まで
同居親族の介護	小学校就学まで	満3歳まで	小学校就学まで
災害復旧	小学校就学まで	満3歳まで	小学校就学まで
①求職活動	<u>90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日まで</u>		2か月以内
就学又は職業訓練	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで		小学校就学まで
虐待やDVのおそれがあること	小学校就学まで	満3歳まで	小学校就学まで
②育児休業中の継続利用	<u>市町村が定める期間まで</u>		育児休業の対象児童の1歳の誕生日まで
③その他前各号に類するものとして市町村が認める事由	<u>市町村が定める期間まで</u>		—（規定なし）

【市の対応方針案】

事由ごとに、以下のとおりの有効期間とします。

- ・求職活動 → 原則として90日を経過する日が属する月の末日まで
(理由)国において、雇用保険制度における失業等給付(基本手当)の給付日数が90日をベースとしていることを踏まえて上記日数を限度としており、本市においても同様の期間とすべき。
- ・育児休業中の継続利用 → 原則として育児休業の対象児童の1歳の誕生月の末日まで
(理由)現在の保育の実施水準を維持するため、現行の本市基準どおりとする。
- ・その他前各号に類するものとして市町村が認める事由 → 個別に判断することとし、特に規定しない
(理由)事由に該当すると認める個別の事情を勘案して設定すべきであり、一律に設定すべきものではないため。